

森林づくり基金活用事業の運用について

制定 平成19年11月30日 9京モ第106号
 改正 平成27年6月1日 7京モ第42号
 改正 平成28年4月1日 8京モ第8号
 (公社) 京都モデルフォレスト協会

公益社団法人京都モデルフォレスト協会が企業等からの寄付金等を活用して行う「森林づくり基金活用事業」（以下「基金活用事業」という。）の実施に当たっては以下のことに留意するものとする。

記、

- 1 基金活用事業交付金額は、事業の種類ごとに3または4に定める標準単価に事業量を掛けた金額を標準とする。
- 2 基金活用事業の実施に当たっては、森林整備等の補助事業も活用する等効果的な事業実施が図られるよう配慮するものとする。
他の補助事業等による補助金等がある場合は、1の金額から他の補助事業等による補助金等の額を差し引いた額を交付金額とする。
- 3 事業実施主体からの委託等により、実際に森林整備等を行う者が森林組合等の民間事業体の場合、事業の種類ごとの標準単価は、事業実施年度の京都府「森林整備補助事業標準単価表」に準ずるものとする。
- 4 事業実施主体がボランティア団体等で自ら森林整備等を行う場合または、他のボランティア団体等に森林整備等を依頼する場合、事業の種類ごとの1ha当たり（食害防止柵等の設置及び歩道整備は100m当たり）の標準単価は以下のとおりとする。

単価等の単位：円

事業の種類	数量	単位	単価	金額	備考
植栽					
地拵え	51	人	8,400	428,400	1,500本/ha 苗木代は別途
植付け	19	人	8,400	159,600	
計	70			588,000	
食害防止柵等	7	人	8,400	58,800	資材費は別途
下刈り	16	人	8,400	134,400	
除間伐（搬出なし）	29	人	8,400	243,600	間伐率20%程度 ※枝払い等あり
竹林整備 （竹林の除間伐）	60	人	8,400	504,000	1,000本/ha程度の伐採、 集積
歩道整備	5	人	8,400	42,000	幅0.5m～0.75m

注) ※除間伐における「枝払い等あり」単価は、林内に残置する伐採木について、災害の原因にならないよう配慮し、枝払い・玉切・片付けの作業工程を追加した単価である。

(単価の積算)

項目	単価	積算根拠
人件費	7,000	現場までの交通費等含む
燃料費	1,050	チェーンソー・刈払機の燃料、機械損料
保険料	350	ボランティア保険
計	8,400	

- 5 交付金の使途は以下のものを対象とする。
人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、資材費、委託料
- 6 事業の実施に当たっては、事業実施前後及び実施中の写真を事業名、事業実施年度、事業実施箇所及び事業内容を記入した黒板等を明示して撮影するものとする。

付則 この運用は、平成19年11月30日から施行する。

付則 (平成27年6月1日付7京モ第42号)

この運用は、平成27年6月1日から施行する。

付則 (平成28年4月1日付8京モ第8号)

この運用は、平成28年4月1日から施行する。